

いつでも見られる所に！【最新版】

令和2年7月

保護者様

京都市立小栗栖小学校
校長 山田 俊夫

特別警報・暴風警報・地震・水害に対する非常措置

台風が接近して京都市に暴風警報が発令された場合や京都市において震度5弱以上の地震があった場合、及び、京都市に特別警報が発令された場合、小栗栖小学校区に水害の避難勧告・避難指示が発令された場合には、下記のような措置をとります。ご家庭におかれましては、テレビ・インターネット等の情報にご注意をお願いします。緊急電話がかからなくなりますので、電話でのお問い合わせはお控えください。

京都市に「特別警報」が発令された場合

- 前日に「特別警報」が発令されていて、午前0時（夜中）までに解除された場合、5校時（13:20）から授業があります。〔給食は中止〕
- 午前0時現在発令中の場合、または、午前0時から登校前までに「特別警報」が発令された場合、当日、臨時休業となります。
- 在校中に発令された場合
直ちに臨時休業となります。

ただし、原則として、児童は学校に留め置き、保護者への引き渡しにて、帰宅することといたします。

京都市に「暴風警報」が発令された場合

- 登校前に「暴風警報」が発令された場合
 - 「暴風警報」が解除されるまでは登校しないで自宅で待機します。
 - 「暴風警報」が解除された場合
 - ☆午前 7時までに解除された場合……いつも通りに登校します。
 - ☆午前 9時までに解除された場合……3校時（10:30）から授業があります。
 - ☆午前 11時までに解除された場合……5校時（13:20）から授業があります。〔給食は中止〕
 - 午前 11時現在、まだ「暴風警報」が発令中の場合は臨時休業となります。
- 在校中に発令された場合
直ちに臨時休業となります。

原則的には、家庭環境調査票等の「緊急事態発生時の対応表」でお知らせいただいているとおりに対応いたします。ただし、不測の事態においては、保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置くことといたします。

京都市に「震度5弱以上の地震」が発生した場合

1. 登校前に「震度5弱以上の地震」が発生した場合

① 「震度5弱以上の地震」が発生した時は、次の登校日を臨時休業とします。

☆深夜 0時までに発生した場合……翌日を臨時休業にします。

☆深夜 0時以降、登校までに発生した場合……当日を臨時休業にします。

☆休業日、休業前日に発生した場合……原則として休業明けの登校日を臨時休業とします。

② 臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。

2. 在校中に発生した場合

直ちに臨時休業となります。

ただし、余震等の影響を踏まえ、原則として、児童は学校に留め置き、保護者への引き渡しにて、帰宅することといたします。

追加

小栗栖小学校区に「水害の避難勧告・避難指示(緊急)」が発令された場合

小栗栖小学校区は、「山科川の浸水想定区域」であるため、避難勧告等発令対象地域です。
(学区ごとに発令されます)

小栗栖小学校区に避難勧告もしくは避難指示(緊急)が発令された場合には、暴風警報
が発令された場合に準じた措置をとります。

【特別警報とは？】

気象庁は、大雨、地震、津波、高潮などにより重大な災害の起こるおそれがある時に、警報を発表して警戒を呼びかけています。これに加え、この警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼び掛けます。「特別警報」が発令されたら、ただちに命を守る行動をとってください。

小栗栖小学校のホームページのメッセージ欄においても非常措置の現況をお知らせしていく予定です。ただし、アクセス数がサーバー容量を超えた場合等は、繋がらなくなることもあります。どうぞ、ご了承ください。テレビ・インターネット等の情報にご注意をお願いします。

【小栗栖小学校ホームページのQRコード】

